

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業
における共催団体企画案等の審査にあたって

「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業における共催団体募集要項」(平成 26 年 3 月 20 日 各団体等に配付、以下「募集要項」という。)に記載の内容に従い、下記の各要件を満たすことを観点として、審査を実施する。

【要件 1】

男女共同参画の推進に資するテーマに関連したものであること。(募集要項 2. (1))

(募集要項にはテーマ例として、第 3 次男女共同参画基本計画に準拠した標準的なテーマ例を示している)

【要件 2】

事業の主催者として、内閣府・連携会議のほか、以下の組み合わせによる団体等が共同で務めるものであること。なお、連携会議構成団体は、その傘下組織や地方支部等が実施主体になることでも可。

- ① 複数の連携会議構成団体
 - ② 連携会議構成団体及び外部の団体
 - ③ 単一団体の主催であるが、後援等により他団体との連携協力が見込まれるもの
- ⇒要件 2 については、①、②、③の順で上位に審査対象とする。

(募集要項 2. (2) 及び 3.)

【要件 3】

事業において実施するセミナー・シンポジウム等は、当該団体の構成員・関係者だけでなく、広く一般を対象として実施していること。(募集要項 2. (3) 前段)

【要件 4】

一般に対し周知・参加呼びかけを行う有効な手段を講じたものであること。(募集要項 2. (3) 前段)

【要件 5】

事業において実施するセミナー・シンポジウム等の実施結果・成果を検証し、テーマに関する参加者の問題意識、事業に対する参加者の評価、今後の改善すべき点を事後的に明らかにする体制を有すること。(募集要項 2. (4) 前段)

【要件 6】

内閣府にて負担する経費として、適切な分類・必要個数等の見積りが明示されていること。謝金・旅費・宿泊費は、内閣府規定に定める金額に準拠していること。(募集要項 4.)

【付加要素】

- ・周知・参加呼びかけにおいて、男性の参加を促進するための工夫がなされることが望ましい。(募集要項 2. (3) 後段)
- ・この事業を通して創出された団体間・地域のネットワークを、実施結果・成果の検証作業を通して緊密なものとし、事業において取り組んだテーマを中心に、問題解決の活動主体として持続的な連携・協働を行う見通しを示すことが望ましい。(募集要項 2. (4) 後段)

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業 における共催団体募集要項

1. 趣旨・目的

男女共同参画推進連携会議（以下「連携会議」）は、男女共同参画社会づくりに関し、情報・意見交換等の連携を通し、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進することを目的に、セミナー、シンポジウム、これらに類する研修会・学習会・出前授業等の開催や、これらの会合に合わせて作成した普及・啓発用の教材等の開発等（以下「シンポジウム等」）を内閣府との共催により実施しています。

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会づくりに資するテーマに関連したシンポジウム等を実施することにより、連携会議構成団体・地域版男女共同参画推進連携会議、その傘下団体、企業、個人だけでなく、一般の人々が、男女共同参画の推進課題に関する理解を深めることが重要であると考えています。

また、理解推進のための諸活動実施を通し、連携会議構成団体間や、活動に協力する各種団体等との連携が一層進むことにより、各団体の活性化と男女共同参画社会づくりの推進力向上が期待されると考えています。

以下の2.（1）に掲げるテーマ例のように、男女共同参画の推進に資するテーマ（第3次男女共同参画基本計画に掲げる15の重点分野を参考とすること）のうち、少なくともいずれかに関連した趣旨・テーマとしたシンポジウム等を開催する団体を募集します。

2. 応募要件

以下の（1）～（4）を満たすこと。

（1）男女共同参画の推進に資するテーマを設定し、当該シンポジウム等を通して働きかける対象を併せて明確にすること。例えば、以下を内容としたものであること（下記はあくまで一例）。

（テーマ例）

【「2020年30%」の目標達成】

- ・政策・方針決定過程への女性の参画が進まない地域の住民等に対する、組織のトップ層・管理職による意識の改革と積極的な取組の働きかけ

【企業における女性の活躍促進】

- ・中小企業経営者を対象とした、トップのリーダーシップによる女性活躍促進の取組先導例の共有
- ・国内企業の人事・CSR担当者に向けた、「女性のエンパワーメント原則（WEPS）」を活用した経営改善の手法・その効果の周知

【女性のライフステージに対応した活躍支援】

- ・出産・育児で離職中の女性に向けた、女性の再就職支援・学びなおし機会提供の取組の周知・啓発
- ・起業を目指す女性に対する、起業推奨のためのロールモデル提示・経営知識やノウハウの助言

【男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備】

- ・企業等管理職に対する、男性の家事・育児参加の意義・効果の啓発
- ・子育て世代の男女に向けた、多様なライフスタイルの実現に関する好事例・情報の交換

【教育・科学技術分野等における女性の活躍促進】

- ・企業経営者・管理職に向けた、女性技術者・研究者によるイノベーション創出が企業活力へ好影響を及ぼす好事例の発信
- ・女子中高生を対象に、優れた女性研究者等ロールモデルとの出会い提供、多様な理系キャリアへの進路選択促進

【女性に対する暴力の根絶に対する啓発】

- ・学生～20歳代の若い男女に対し、交際相手からの暴力予防のための知識啓発（対等な関係の構築、暴力によらない問題解決の方法等）

(2) 事業の主催者として、内閣府・連携会議のほか、以下の組み合わせによる団体等が共同で務めるものであること。

- ① 複数の連携会議構成団体
- ② 連携会議構成団体及び外部の団体
- ③ 単一団体の主催であるが、後援等により他団体との連携協力が見込まれるもの
※ 連携会議構成団体及び傘下組織等の共催、また、傘下組織等同士の共催は、上記①・②に該当せず、単一団体の主催とみなします。

なお、対象団体の決定に当たっては、①、②、③の順で上位に審査材料とします。

(3) 事業において実施するシンポジウム等は、当該団体の構成員・関係者だけを対象とするものとし、広く一般の参加を可能とし、また、当該シンポジウム等を通して働きかける対象に対し周知・参加呼びかけを行う有効な手段を講じたものであること。

なお、周知・参加呼びかけにおいて、男性の参加を促進するための工夫がなされることが望ましい。

(4) 事業において実施するセミナー・シンポジウム等の実施結果・成果を検証し、テーマに関する参加者の問題意識、事業に対する参加者の評価、今後の改善すべき点を、主催者の協働により事後的に明らかにする体制を有すること。

この事業を通して創出された団体間・地域のネットワークを、実施結果・成果の検証作業を通して緊密なものとし、事業において取り組んだテーマを中心に、問題解決の活動主体として持続的な連携・協働を行う見通しを示すことが望ましい。

3. 主催

内閣府、連携会議、提案団体（連携会議構成団体、地域版男女共同参画推進連携会議）、外部の団体（2. (2) ②の場合）が共同で務める。

※ 連携会議構成団体の傘下組織や地方支部等が実施することも可。

4. 内閣府にて負担できる経費（目安）

- ・講師・パネリスト等の諸謝金、旅費（内閣府規定による額）
- ・会場借料及び付属設備使用料
- ・印刷製本・梱包発送費（ポスター、チラシ、プログラム、資料等）
- ・運営費（募集受付・管理、当日受付・案内等企画・立案を除く運営業務全般）
- ・雑役務費（速記、要約筆記、手話、託児）
- ・同時・逐次通訳 等

- ※ 上記経費は、内閣府が決定した運營業務請負契約業者が全ての支出を行います。内閣府から団体等への直接支出、また、団体等が購入・代行払した経費の事後精算は行われません。
- ※ 上記経費については、その一部を、共催団体において負担いただくことになります。
- ※ 上記経費は目安であり、上記以外で生ずる経費の負担の可否は、個別に調整します。
- ※ 1件150万円以内程度を目安とします。

5. 採択件数

6件程度を上限とし、提出された企画案・経費負担希望案をもとに、審査を実施・採択します。

なお、状況に応じて追加募集・追加採択を行う場合があります。

6. 事業の流れ（全体）

- (1) 3月20日（木）：募集
- (2) 6月6日（金）：応募締切（企画案及び経費負担希望案を提出）
- (3) 6月27日（金）頃：審査・採択（実施細目の調整等）
- (4) 7月～年度末：企画案等をもとに、内閣府と協議しながら、内閣府が決定した運營業務請負契約業者を通じて、セミナー等を実施
- (5) 年度内：事業実施後、実施結果・成果を検証
 - ※ 連携会議全体会議等において、事業実施結果を報告いただく場合があります。

7. 対象団体の決定

企画案等の内容、予算額、開催地等を総合的に勘案し、内閣府において審査・決定します。

※ 審査にあたっては、連携会議有識者議員（企画委員）も参加します。

なお、企画案等の提出後、内閣府よりセミナー等の内容や予算等の詳細について、照会を行うことがあります。